

「第 9 期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（素案）」についての
市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

「第 9 期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 1 2 条の規定に基づき、素案を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように要約しております。

(1) 意見募集期間

令和 5 年 12 月 18 日（月）～令和 6 年 1 月 22 日（月）

(2) 提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数（人）	意見数（件）
直接持参	0	0
電子メール	1	4
F A X	3	3
郵便	0	0
合計	4	7

○第9期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画におけるパブリックコメント

No.	掲載頁	項目名	主な意見の要約	市の考え方
1	P22～23	(5)第1号被保険者1人あたりの給付月額	・在宅サービスの内、「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料ホーム」などの施設に入居している利用者の給付月額は、どれくらいでしょうか。自宅で一人暮らしをしている利用者の給付月額との比較も必要かと思えます。	居宅サービス・施設サービス等サービス別の年間給付費の見込みについては、第6章、第7章に掲載しております。また、介護給付費については増加傾向が続くと考えられるため、給付分析の手法について引き続き検討を行い、適正な給付を行ってまいります。なお、給付適正化の観点からサービス付き高齢者向け住宅等入居者のサービス利用状況については、引き続き把握に努めてまいります。
2	P39	(2)地域における見守りネットワークと相談体制の強化 今後の課題	・高齢者あんしんセンターの認知度は、下がっていますが相談件数は増えていきます。日常の相談だけでなく、次々と新しい業務が追加されています。社会情勢に応じて業務を改善し、取り組む必要はありますが、業務の追加ばかりで削除が無いように思います。業務負担の軽減とありますが、「具体的に予算を増やす、人員を増やす」等の明確な対応が必要であると思えます。	高齢者あんしんセンターの認知度が実態調査において下がっていますが、地域住民の複雑化・複合化したニーズにかかる相談件数は年々増加しており、高齢者あんしんセンターが地域に浸透していると認識しております。第9期計画期間中において、介護保険法や施行規則等の改正状況をふまえ、高齢者あんしんセンターの負担軽減に取り組み、地域住民への支援がより適切に行えるよう取り組んでまいります。
3	P73	(4)高齢者の虐待防止に向けた取り組みの強化	・高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)では、定期的に「虐待レビュー会議」を開催し、全ての虐待ケースの評価を行うことで支援方針や内容が適切であるのかを確認しています。また、ケースの課題や地域課題を抽出し、虐待防止に取り組んでいます。レビュー会議の実績や今後の目標も計画に入れても良いのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、第9期計画におけるレビュー会議の見込み量の掲載及びその取り組み内容について、P73(4)高齢者の虐待防止に向けた取り組みの強化において追記しております。
4	P78	八尾市版重層的支援体制事業のイメージ	・八尾市版重層的支援体制事業のイメージ図中に、高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)も入れた方が良いのではないのでしょうか。	高齢者あんしんセンターでは、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう相談や支援を行っております。そのことから、八尾市版重層的支援体制事業のイメージ図においては、各相談支援機関(属性別)の「高齢分野」に含まれております。
5	P96	⑥相談・苦情対応体制の充実	・専門の手話通訳の窓口が一人(非正規)では困る。 ・手話通訳のもう一人増えるように求めます。 ・八尾市外の医療を受けたいときにも申し込んでも断られます(他市では認められている。)	手話通訳者の複数配置については、スムーズな窓口対応ができるよう遠隔手話通訳等の実施も含め、障がい福祉担当課と連携し引き続き検討を行ってまいります。
6	P96	⑥相談・苦情対応体制の充実	・(市役所の福祉課)非常勤職員(手話通訳ができる)が用事のため、「外出中」だとすると、相談したくてもできない。 ・決まっている公的な場所だけでなく、他の講演会とか、私的な場所へ行きたいときに手話通訳のお願いを認めてほしい。 ・突然医者から「すぐ病院へ行くように」と言われたときに緊急手話通訳をお願いしたが、すぐに断られたことがあります。	手話通訳派遣については、依頼内容によっては、派遣先の民間事業者等が手話通訳を用意するなどの合理的配慮を行うべきものもあるため、今後も手話通訳等の合理的配慮に関する周知啓発に努めてまいります。 緊急時の手話通訳派遣については、即時対応できる手話通訳者が見つからない等対応できない場合もありますが、可能な限り対応できるよう努めております。
7	P96	⑥相談・苦情対応体制の充実	・障がい者福祉課で手話通訳者がもう一人増えるようにお願いします。	手話通訳者の複数配置については、スムーズな窓口対応ができるよう遠隔手話通訳等の実施も含め、障がい福祉担当課と連携し引き続き検討を行ってまいります。